

支援者を支援する仕組みの構築

-ICT活用と地域との連携-

2021年2月13日

教育ヴィジョン研究センター定例オンラインセミナー

株式会社LITALICO LITALICO研究所所長
博士(障害科学)

野口 晃菜

akina.noguchi@litalico.co.jp

本日のながれ

1

LITALICOの取り組み紹介

2

学校と福祉の連携事例

3

ICTを活用した支援者支援



- 2005年12月創業
- 社名は「利他」と「利己」から
- 社員数2,456人(2020年3月)

LITALICO のビジョン

障害のない社会をつくる

障害は人ではなく、社会の側にある
社会にある障害をなくしていくことを通して
多様な人が幸せになれる「人」が中心の社会をつくる

LITALICO
リたりにこ



事業全体像

BtoC

当事者・家族向け
直接サービス

18歳未満人口約1860万人とその家族約1980万人が対象
(うち約10%が障害傾向あり)

LITALICO

ジュニア

(発達障害児教育)



LITALICO

ワンダー

(プログラミング教育)



障害者(18歳未満除く)約897万人が対象
(身体420万人、知的85万人、精神392万人)

LITALICO

ワークス

(障害者就労支援)



LITALICO Life

障害のある子どもと家族の「ライフプランサポート」



BtoB

福祉施設・一般企業向け
プラットフォーム



障害福祉サービス施設
約14万件

LITALICO

発達ナビ

障害児福祉施設
プラットフォーム

- ・情報発信
- ・教材提供
- ・人材育成研修
- ・システム

LITALICO

仕事ナビ

障害者就労支援施設
プラットフォーム

- ・情報発信
- ・人材育成研修
- ・システム
- ・障害者人材紹介



障害者採用の必要な
企業数約10万社

LITALICO
キャリア

福祉従事者向け
転職支援サービス

- ・求人メディア
- ・人材紹介

※数値はすべて政府統計等を元に当社試算



LITALICOジュニアとは

■ 事業内容

- ・ 児童発達支援: 未就学
- ・ 放課後等デイサービス: 学齢期
- ・ 保育所等訪問支援: 未就学+学齢期
- ・ 学習教室: 未就学+学齢期

■ 開始年月

2011年6月

■ 在籍生徒数

8,500名 ※2018年4月時点
※待機者数: 12,000名

■ 事業所数

124事業所(関東/関西/東海)

■ 支援形態・内容

- ・ 平均週1~2回通所
- ・ 個別支援/ペア/小集団
- ・ 必要なスキル群に基づいて計画作成



LITALICOにおける支援者支援



■支援計画作成サポートシステム・多くの教材・検索サイト

- ・半年に1回アセスメント→習得できると良いスキルが推奨
- ・指導記録の蓄積、定点的なアセスメントにより、データを活用した支援
- ・教材・プログラムを自社開発・指導員が検索しDL可能



■スーパービジョン体制

- ・録画動画を見ながらスーパーバイザーが助言
- ・心理士・SW・OT・ST等が困難な状況にて共に支援方針を立てる





個別支援計画サポートシステム

ICT を活用し、障害のある子どもへの個別化した教育の提供をサポート



①多面的なアセスメント
(行動やスキル等)



②目標と指導のポイントを
をレコメンド



③目標に応じた教材や
プログラム、指導動画を提示

- アセスメントに基づく個別支援計画の作成に関し、専門的な見地からのレコメンドにより計画と指導内容の質的水準を確保
- 計画作成や教材作成に関する支援者の負担軽減
- 将来的には学校・家庭での様子、医療や福祉機関の記録を集約し情報共有を効率化

本日のながれ

1

LITALICOの取り組み紹介

2

学校と福祉の連携事例

3

ICTを活用した支援者支援

チームで支援！



家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

別添1

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の
対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

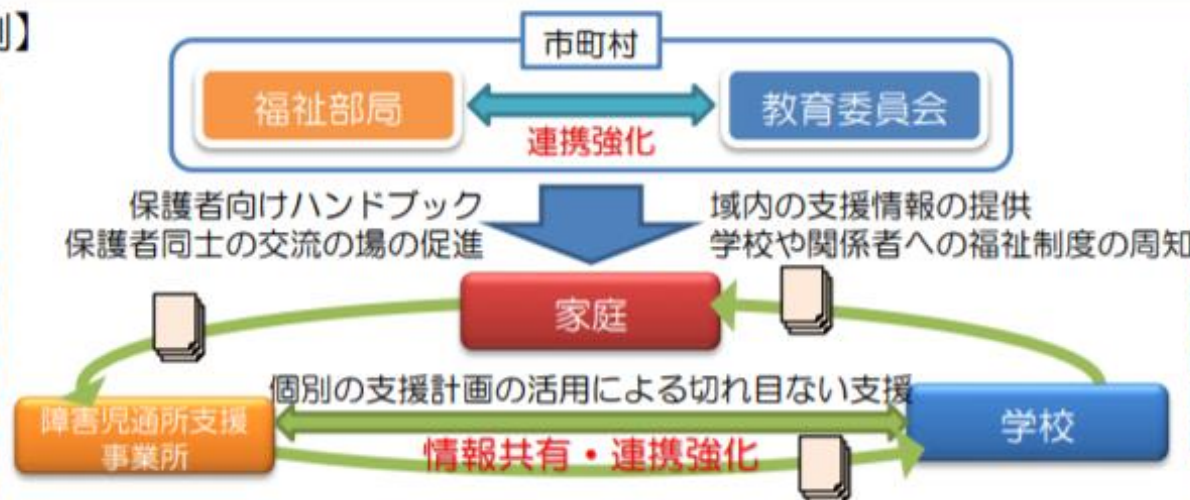
- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

2. 保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

- (厚生労働省)
- ・放課後等デイサービスガイドラインの改定
 - ・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



- (文部科学省)
- ・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援
 - ・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

- (1) 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者（指定障害児通所支援事業者等）、保健所、就労支援機関等の支援機関が考えられること。
- (2) 各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、効果的かつ効率的に実施することができるよう、情報共有を図る関係機関等やその方法を決定すること。
- (3) 個別の教育支援計画には個人情報が含まれることから、関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要である点に留意すること。
- (4) 個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。なお、放課後等デイサービス事業者との連携に当たっては、「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について」（平成 27 年 4 月 14 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び生涯学習政策局社会教育課連名事務連絡）をもって周知した「放課後等デイサービスガイドライン」（平成 27 年 4 月厚生労働省。今後、厚生労働省において放課後等デイサービス事業者と学校との連携方策についてより明確化するなどの改定が行われる予定。）も参考とすること。

文部科学省(2018)学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)